

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1. 共通仮設費 共通仮設費の内容は次のとおりとし、その算定に当たっては、別に定める「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」によるものとする。</p> <p>(1) 事業損失防止施設費 工事施工に起因する騒音、<u>振動</u>、地盤沈下、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用とする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 安全費 <u>[削除]</u> <u>ア</u> 安全施設に要する費用 <u>イ</u> 安全管理に要する費用 <u>ウ</u> <u>ア及びイ</u>に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>2. 現場管理費 [略]</p> <p>第6～第10 [略]</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1. 共通仮設費 共通仮設費の内容は次のとおりとし、その算定に当たっては、別に定める「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」によるものとする。</p> <p>(1) 事業損失防止施設費 工事施工に起因する騒音、<u>[新設]</u>地盤沈下、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用とする。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) 安全費 <u>ア</u> <u>交通管理に要する費用</u> <u>イ</u> 安全施設に要する費用 <u>ウ</u> 安全管理に要する費用 <u>エ</u> <u>アからウまでに掲げるもののほか</u>、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>2. 現場管理費 [略]</p> <p>第6～第10 [略]</p>